

令和六年一月四日付け広島県報（定期）第一号に登載の広島県告示第二号（遊漁規則の認可）の一部を次のように訂正する。

農林水産局水産課長

ページ	行	正	誤
別冊の二二	上から一	削除	および腕章
別冊の一四	下から一〇	遊漁料の納付	遊漁料
別冊の三七	下から三	毛ばり釣	毛鉤釣り
別冊の三七	下から一	毛ばり釣	毛鉤釣り